

## 国の直轄事業負担金制度に対する考え方

国の直轄事業に対する地方負担金制度は、自治体の財政状況や事業の必要性に関わりなく、国から自治体に一方的に負担させるものである。そのため、民主党は2008年2月に提出した「道路特定財源制度改革法案」の中で、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の廃止とともに、国直轄事業負担金制度の廃止を提案した。

政府・与党の「三位一体改革」や急激な経済の悪化によって地方財政が逼迫する中で、同制度に対して地方から批判の声が上がっていることに鑑み、改めて同制度に対する民主党の考え方を提示する。

### (1) 負担金制度の廃止

- 道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約1兆円の負担をなくす。
- 政府・与党の臨時交付金案のような暫定措置ではなく、恒久措置とする。
- 負担金制度の廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないように措置する。(現行制度では、地方交付税を算定する際に用いる基準財政需要額に負担金を地方の支出として算入している。そのため、負担金制度を廃止する一方、地方交付税制度をそのままにすれば基準財政需要額が減少し、各自治体に交付される地方交付税の額が減少することとなる。)
- その結果、自治体が従来負担金に充てていた財源の用途を自由に決めることができるようになるという効果も期待できる。

### (2) 国の直轄事業のあり方の見直し

- 当面、国が直轄事業の必要性を検証し、真に必要な事業について優先順位を明確にした上で着実に実施していく。
- 国と地方の役割分担を抜本的に見直す中で、直轄事業を担っている国の出先機関を原則廃止することにより、直轄事業の多くを権限と財源とともに地方に移譲する。

以上